

農林水産省知的財産戦略 2025

＜案＞

令和3年3月15日

農林水産省

目 次

(頁)

I 基本的考え方	3
1 はじめに	3
2 これまでの農林水産省知的財産戦略策定等の経緯	3
3 本戦略の検討に当たって踏まえるべき主な施策や環境変化	5
4 戰略検討に当たっての前提条件	6
II 主な農林水産分野における知的財産制度の方向性	7
1 グローバル時代における知的財産の保護・活用	7
(1) 植物新品種保護制度	7
(2) 和牛遺伝資源	10
(3) 地理的表示 (G I)	12
(4) 商標制度等	13
(5) 国際標準	13
2 スマート農林水産業時代におけるデータの利活用促進	15
(1) データの利活用促進とノウハウその他の知的財産の保護	15
(2) データの利活用の促進に向けた環境整備	15
3 知的財産の創出	16
(1) 農林水産分野の知的財産の創出を促すための環境整備	16
(2) 公的試験研究機関における知的財産マネジメント	17
4 伝統的な知的財産	17
III グローバル時代におけるこれからの農林水産政策に対して必要な取組	19
(1) オープン・クローズ政策の必要性	19
(2) 知財を活用して儲ける事業者の後押し	20
(3) 価値の源である営業秘密の保護	21
(4) 輸出のための国内における標準化の推進	22
(5) 輸出など海外市場をにらんだ知財の創出	22
(6) 新しい農林水産業に対応した価値の創出 (フードテック)	23
(7) S D G s など地球的課題に対応した知財の創出・標準化	23
IV 人材の育成	24
V 消費者の理解の促進	25

農林水産省知的財産戦略 2025（案）

I 基本的考え方

1 はじめに

我が国の農林水産物・食品は、農林水産事業者及び食品等事業者、地方公共団体・試験研究機関の関係者等の高品質・高付加価値なものを作る技術やノウハウ、我が国の食文化や伝統文化等の「知的財産」によって、他国に類を見ない特質・強さを有する。

経済のグローバル化に伴い、農林水産物・食品を含む大量の物資の国境を越えた流通が活発化する中、世界的な需要の拡大は日本の食材・食品・食文化に対する海外の関心の高まりと相まって、我が国の農林水産物・食品の輸出の拡大につながっている。海外市場での需要の拡大は、海外市場をターゲットとして多様なビジネス展開につながっており、知的財産の保護の局面も増加している。特に、海外市場で日本のブランド產品の模倣品等が流通する事案や我が国で開発された優良品種の海外出品と日本產品が競合する事案が発生したほか、和牛の遺伝資源が不正に海外へ持ち出される事案が確認された。我が国の農林水産分野及び食品分野の知的財産の侵害、海外流出により、真正な我が国の產品のブランド価値が毀損され、努力してきた地域の農林水産事業者や研究開発機関の本来得られるべき利益や権利が著しく損なわれるばかりか、確保できていた有力な海外市場を失うおそれがある。

また、今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）の影響により、社会全体でデジタル化及びデータ活用の動きが急速に進んでいる。農業分野の生産性や品質の向上のための農業技術の高度化が進展する中で、我が国の熟練農業者の暗黙知であるノウハウをAIの活用により形式知化したソフトウェア等の研究・開発が進められており、生産性や所得の向上をはじめ国内農業の発展のために重要な取組であることは理解されつつある。しかしながら、これらのノウハウや成果物等の知的財産が、もし農業関係者の意に反して海外流出すれば、無断で持ち出された我が国の優良品種といった他の知的財産と組み合わされることで、我が国からの輸出產品との競合が更に激化すると不安視する声も聞かれる。仮に、知的財産である農業ノウハウを適切に保護・活用できる環境を整備しなければ、このような競合により我が国の農業の発展が阻害されるおそれがある。

このため、我が国の農林水産分野及び食品産業分野の知的財産を戦略的に保護・活用することにより、我が国の農林水産業及び食品産業の国際競争力の強化を図ることが重要である。

2 これまでの農林水産省知的財産戦略策定等の経緯

農林水産省は、知的財産の積極的な活用による「攻めの農林水産業」を展開するため、農林水産省の知的財産に関する総合的な戦略として、平成19年3月に「農

林水産省知的財産戦略」(以下「第1次戦略」という。)を初めて策定した。その後、平成22年3月に「新たな農林水産省知的財産戦略」(以下「第2次戦略」という。)、平成27年5月には「農林水産省知的財産戦略2020」(以下「第3次戦略」という。)を策定し、当省は、これらの戦略の下で知的財産の適切な保護及び活用に向けた施策を展開してきた。

これまでの3次にわたる農林水産省知的財産戦略を振り返ると、第1次戦略と第2次戦略では、「知的財産の創造・活用促進」「知的財産の保護強化」「普及啓発・人材育成」の3つの柱により施策が体系化された。

一方で、第3次戦略は、第2次戦略に掲げられた個別政策を基礎として新たな知的財産の創造によってイノベーションを起こすためには、より消費者目線に立って消費者に選ばれるための特段の深慮が求められていることが明確化された。このことは、平成27年3月閣議決定の食料・農業・農村基本計画において謳われていたマーケットインの発想に基づく農業生産という観点から共通する考え方に基づいている。

これまでの戦略に基づき、地理的表示保護法の制定や2回にわたる改正、種苗法の改正、家畜遺伝資源にかかる不正競争防止法の制定など、いわゆる農水知財に関連する制度的な手当てが行われるとともに、「農水知財」の重要性についての官民の認知度も上昇した。

「知的財産推進計画2020」(令和2年5月知的財産戦略本部決定)では、第3次戦略の終期が2020年であることを受け、新たな知的財産戦略の策定等により、農林水産分野の知的財産の保護・活用の取組の強化を図ることとされている。新たな農林水産省知的財産戦略の策定に当たっては、その時々の政策課題を踏まえた形で策定することが重要であり、現下の農林水産分野における知的財産に関する課題を整理することがまず必要と考えられる。

3 本戦略の検討に当たって踏まえるべき主な施策や環境変化

2で確認したとおり、現下の経済・社会情勢や政策課題を踏まえ、新たな農林水産省知財戦略を検討するに当たって考慮すべき主な関連施策や環境変化を以下に挙げる。

① 農林水産物・食品の国際競争力の強化

現在、政府が一丸となって、農林水産物・食品の輸出拡大を展開しているが、我が国の優れた植物新品種とその高いポテンシャルを最大限に発現させることのできる栽培技術、地域の特色ある食文化等に根ざした高品質というブランド力は、輸出拡大の大きな武器となっている。その一方、植物新品種や和牛遺伝資源の海外への流出、模倣品の流通による海外における日本产品的ブランド価値の毀損、日本产品にとって国際競争上不利になり得る標準化の動きがある等の課題が生じており、知的財産の保護対策、標準化への戦略的な対応の遅れが我が国農林水産物等の輸出に悪影響を与えるおそれが指摘されている。

また、我が国の農林水産業・食品産業が、海外市場から利益をあげるという観点からは、輸出関連事業の拡大に伴い、全ての生産工程を国内で行う純粋なモノの輸出だけでなく、一部の生産・加工等の事業を輸出先国で行う海外展開が進行するものと思われる。このような事業の推移に対応し、海外展開が、我が国の農林水産物・食品の国際競争力の源泉であるノウハウなどの流出につながらないようにするために、知的財産権を有効に活用し、輸出先国の現地法人を適切に活用して現地事業の拡大につなげるとともに、信頼できるパートナーと適切な知的財産権の利用契約を締結し、ライセンス収入につなげるなど、海外市場からのトータルの利益の拡大につなげることが求められる。

② 訪日外国人旅行者の増加

新型コロナの世界的な蔓延前、訪日外国人旅行者は年々増加傾向で推移し、旅行目的の一つに食や豊かな自然が挙げられ、大都市中心であった旅行先が農山漁村にも広がりつつあった。いずれ訪日外国人旅行者の客足が回復すれば、日本の農林水産物の消費拡大や農山漁村での所得向上に結びつくことが期待される。さらに、旅行時の体験等をきっかけに帰国後の日本产品購入等に繋がるなど、輸出拡大への好影響も期待される。

一方、過去にはインバウンド向けに作成した多国語パンフレットでの商品名が、輸出先国での冒認商標出願につながった例もあり、インバウンド向けの商品開発と海外市场における知的財産権の保護を一体的に考える必要がある。

③ 多様化する消費行動への対応

少子高齢化による人口減少や単身世帯・共働き世帯の増加による社会構造や生活様式の変化等により進みつつあったオンラインでの食品購入の動きは新型コロナの影響により劇的に進んでいる。また、海外市场においてもオンラインでの取引が急速に拡大しており、越境ECによる輸出が急速に拡大している。オンライン販売の下では、消費者と生産者の関係は近くなり、販売される商品の生産に係る情報を適切に提供することが求められる。我が国農林水産業が内外の市場の変化に対応し、生産を維持・拡大するためには、関連事業者との連携を強化し、変化するニーズ、消費行動に即した生産体制やバリューチェーンを構築するとともに、引き続き、食品の安全確保と適切な情報提供など食品に対する消費者の信頼確保に向けた取組を推進することが不可欠である。

加えて、オンラインマーケットでは販売のチャネルが複雑化するため、これまでのように信頼できるパートナーを通じてブランドや知的財産を守ることが難しくなる事態も想定される。このため、海外市场における知的財産権の取得や、知的財産権保護のための監視などがより重要になる。

④ スマート農林水産業の推進

農林水産業の現場における高齢化や労働力の不足は深刻であり、労働力の不足を補うためには、生産性の向上が不可欠となっている。

農林水産業の現場は依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできな

い作業が多く、農林水産物の品質や生産効率の向上を図る手段として、ＩＣＴ等の先端技術を活用したスマート農林水産業が期待されており、農林水産省では、令和2年10月にスマート農業の加速化を図る総合的施策を「スマート農業推進総合パッケージ」としてとりまとめ、その推進を図っているところである。

これまでには熟練農業者等が持つ暗黙知のノウハウは他人への継承が容易ではなかったが、ＡＩやデータ等を活用して形式知化することが理論上可能となる。一方、ロボット等に組み込まれたノウハウが海外に流出し、競合産地で活用されるようになれば、我が国農林水産業の優位性が損なわれる懸念がある。このような懸念に対処し、ノウハウ等の知的財産を適切に保護しながら、スマート農林水産業を推進するという視点が必要である。

⑤ SDGsを背景とした技術開発や国際標準化への対応

平成27年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択以降、SDGsへの関心は世界的に高まっている。民間企業等の環境等に配慮した商品やサービスを開発し、提供する取組が広がりつつある。この国内外での動きを踏まえ、SDGsの理念に共感した商品やサービスを消費者の購買活動が後押しする持続可能な消費を促進する必要があり、現在、「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」でこれを推進している。さらに、食料・農林水産分野でもSDGsや環境への対応を的確に進めていくため、農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」の検討を行っている。

このような戦略の実施に当たっては、生産から流通、消費までのフードチェーン全体で、個々の事業者が経済、社会、環境などの諸課題に統合的に取組み、これにより生み出される価値を「見える化」することが求められる。そのためのツールの一つとして国際標準化や認証ビジネスが展開されている。

⑥ 知的財産を適切に保護・活用するための体制整備・人材育成

近年、農水知財の必要性が増大するとともに、農水知財を保護するための法的制度は急速に充実しつつある。一方で、農林水産業の現場は、これまで知的財産をほとんど意識してこなかったため、現場において知的財産を適切に活用できる人材が不足している。

このため、研究開発から生産、流通、消費の各段階における幅広い者が知的財産制度を理解し、適切に保護・活用できる体制を整備する必要がある。そのため、研究者・農業技術指導者・農林水産事業者・食品等事業者・消費者の各対象に合った形で知的財産について学ぶ場等を設ける環境を整える必要があると考えられる。

4 戰略検討に当たっての前提条件

① 本戦略は農林水産分野及び食品産業分野における知的財産に関する総合的

な戦略とする。

- ② 本戦略で対象とする知的財産は制度として保護されているものに加え、ブランド、古くからある植物品種、和牛以外の家畜遺伝資源、農林水産事業者のノウハウをはじめ、広く情報財として価値を有するものを含める。
- ③ 当省が所掌する知的財産制度である品種登録制度及び地理的表示保護制度（以下「G I 制度」という。）はもちろん、特許制度、商標制度、営業秘密保護制度等や契約マネジメントといった手法を活用しつつ知的財産を適切に保護していくことを本戦略の対象とする。
- ④ 農林水産分野及び食品分野の知的財産に関する施策を幅広く対象とすることに加え、知的財産と密接な関係がある（国際）標準化も本戦略の対象とする。

II 主な農林水産分野における知的財産制度の方向性

1 グローバル時代における知的財産の保護・活用

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略が2020年12月に策定され、我が国の農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円とする目標の達成に向けて取り組む方針が示された。我が国農林水産物・食品の強みは高品質・高付加価値な点にあり、農林水産物・食品の輸出拡大を進めていく上では、この源泉となっている知的財産について、海外で保護し活用することをあわせて考えなければならない。

現在、海外市场における日本産品の模倣品の流通や植物品種及び和牛遺伝資源等の海外流出が問題となっているが、これらは日本の知的財産の有する価値を毀損することにつながるため、適切に対処していくことはもちろんとして、海外で高く評価される我が国の知的財産を活用することが重要である。その際、経済連携協定等を活用し、知的財産の国際的な保護の推進、外国市場対策の強化を図ることも有効である。

（1）植物新品種保護制度

① 植物新品種の海外流出防止

植物新品種については、「植物新品種の保護に関する条約」（U P O V 条約）に基づき、海外においても知的財産権の一つである育成者権として新品種を保護する枠組みが構築されている。我が国は、これまで優良な品種を多く開発しているながら、海外市場に目を向けることが少なく、海外における植物新品種の保護は十分に行われてこなかったため、海外で日本の新品種を無断で栽培され、実際に一部品種で産地形成が確認されるといった問題が明らかとなっていたが、現行の種苗法は、国内における権利保護を想定しており、登録品種であっても海外への持出しを止められず、守るべき知的財産の管理ができなかった。

このような課題に対処するため、我が国の優良な植物新品種の海外流出の防止、新品種の開発者の育成者権を保護することを目的とした「種苗法の一部を改正する法律案」が令和2年（2020年）3月に閣議決定の上、国会に提出され、同年12月2日に成立、同9日に公布された。

この法改正により、登録品種について、海外への持出しを制限できるようになる、自家増殖を育成者権者の許諾に基づいて行うといった措置が講じられるようになる。これらの制度を活かして、日本の強みである植物新品種の知的財産を守るとともに産地形成がされるよう、制度の利用促進に向けた普及・啓発を行う。

また、我が国で開発された植物新品種が、国内外でも高い評価を受けることで海外に流出することに伴う、無断で栽培・販売されるリスクへの対応として、育成者権者が自ら海外の国・地域で新品種の登録を行い、海外市場での流通の差止めや無断栽培に対する賠償請求を可能とすることも対応策となる。しかし、海外で品種登録するためには、育成者権者自らが植物新品種を保護したい国・地域毎に出願し、当局の審査を経て登録される必要があるが、各国・地域毎に必要な資料が異なる等、高度で専門的な知識が必要となることや多額の費用、期間が必要となることが大きな障害となっていることから、国が支援を行い、円滑な海外での品種登録を促すこととしている。

あわせて、我が国の中重要な市場となりうる東南アジア諸国について、ベトナムやシンガポールといった一部の国を除き、UPOV91年条約に加盟しておらず、これらの国における適正な品種保護に課題がある。このため、東アジア植物品種保護フォーラムの活動やUPOV等との連携を通じ、東アジア諸国のUPOV条約加盟を促進するとともに、東アジア植物品種保護フォーラムを活用した、我が国における品種登録審査結果の海外審査での活用、UPOVの共通出願システム（UPOVプリズマ）との連携による海外出願事務の軽減等により、早期に海外で品種登録が行われるよう、海外の品種保護審査当局との協力を進める。

さらに、登録品種のみでなく一般品種まで含めて、農業者等が流通している品種について、品種の特性や利用条件に関する情報が容易に検索できるデータベースの整備を行う。

② 知的財産の価値の適正な評価の定着

知的財産制度は、イノベーション等による知的財産が創設され、その価値が認識された後に、必要な対価を受け取った場合など権利者の合意がある場合のみ、その利用を許可することで、模倣品等から正当な権利者を守るためのものであるが、例えば植物の新品種保護を図る知的財産制度である種苗法については、資材としての種苗の生産と新品種の知財価値が区別されることなく認識されており、特に公的品種については、税金により種苗の開発が補助されていることから、種苗の価格や増殖のライセンス費用も低廉なものとなっていることが多いため、利用者が知的財産の価値を認識する機会が少ないので実態である。このため、知的財産の価値を十分に認識しないことが、品種等の保護の意識の低さにもつながっており、種苗法も、十分に活用されているとはいがたい実態にある。

知的財産の価値の算定方法であるが、例えば育成者権が侵害された際にその損害の額を推定するためには、その侵害がなければ販売できた種苗の額等が算定の基礎となる。このため、優良な新品種を開発した者は、その品種が持つ経済的な

価値を想定して、栽培にかかる許諾料等を設定することが求められる。

都道府県等の公的機関は、登録品種について、県内の農業振興や早期の普及を図るために自県の生産者向けに低廉な許諾料を定める場合が多いが、この場合、育成者権者の意思に反した他地域で栽培が拡大される等の育成者権侵害があつても、経済的にはわずかな損害額しか認定されない可能性があり、適正な損害額が認定されるよう努めるべきである。

また、海外においては、栽培にかかる許諾料を種苗段階ではなく収穫物の収益、プロモーションや品質管理、侵害対応等の費用に充てることでその品種の価値を高め、生産者も高い収益を得ている事例が多く見られる。我が国ではまだそのような事例は少ないが、育成者権者が生産者や生産者団体と個々に許諾契約を結ぶため、違法栽培の把握や差し止め、また、侵害があった場合の損害回収が容易であること等のメリットがあり、登録品種の管理方法の一つとして検討されるべきである。特に果樹のように新品種の導入初期には収益が得られない品目については、種苗段階での生産者の負担を軽減し、結果樹齢となり収穫が得られる段階で収益に応じて許諾料を回収する方法は生産者にとっても納得感のある普及方法の一つと考えられる。

なお、収穫物の収益から許諾料を徴収するにあたっては、品質管理等のため全量集荷される場合は出荷高あるいは売上高を基礎とすることが容易であるが、それ以外の場合でも栽培面積当たりや成木本数当たりの許諾料を定額で設定することにより、生産者の努力が更なる収益につながるような方法も知的財産の活用を図る観点で参考になる有用な取組と考えられる。

③ 知的財産としての保護強化

植物新品種の価値は、その品種が知的財産として適切に保護されることで、より高まるものであり、そのためには、育成者権者のみでなく、その品種を利用する生産者や生産者団体も含めて適切な保護に向けた取組が必要である。

種苗法に基づき、育成者権者は品種を業として利用する権利を一定期間専有できるが、その品種を利用する生産者や生産者団体、産地によってその品種の収穫物が生産され、さらに市場において適切に評価されてはじめて、その価値を発揮することとなる。育成者権により、栽培地域や、生産者による種苗の増殖を制限することも可能だが、その品種の生産に必要な場合には、そのような制限を緩和した許諾を行い、育成者権者がその品種の価値を高めるために行うことは種苗法によって妨げられない。

一方で、改正前の種苗法では、海外への品種流出への対策が困難であることに加え、育成者権者の意思に反して種苗が増殖されることを制限することが困難であることや、栽培の許諾を得た者以外が入手した種苗であっても自らの農業経営に利用する場合は増殖を制限できない等、産地づくりを行おうとする場合に十分な効力を持たない点が指摘されていた。

また、都道府県等の公的機関で開発された品種では、県外の他地域でも栽培に

かかる許諾をすることにより流通業者から求められるロットの確保や出荷期間の長期化を図ることが可能であるにも関わらず、一旦県外で許諾すると栽培数量や品質の管理が困難になることから、県外での許諾に消極的な現状も見られる。

このため、令和3年4月に施行される種苗法改正法によって育成者権がより効果的に保護されることとなったため、新品種を軸とした産地づくりを行いやすくなることが期待される。

④制度インフラの充実

知的財産制度は、権利を有する者が自らの権利を保護するために起こす行動を支える制度であるが、特に農林水産業については、国が農林水産業者を守るべきという認識が定着しており、これが、農林水産業において知的財産権の行使が十分に行われてきていらない一つの要因となっている。農林水産分野においては、農業者が権利行使しやすくするための技術的な支援等を行う制度インフラの充実が求められる。特に、育成者権については特許等と違って生き物である植物体（品種）自体が権利の範囲となり、侵害があっても立証が困難な場合があることから育成者権の保護のための権利範囲の明確化が必要との指摘があった。令和4年4月に施行される種苗法改正法によって、当該品種において確認された特性を品種の同一性の判定に使用できるようにする等、法的実務の観点からより使いやすい制度となる。

品種登録の審査の根幹となる品種の特性の調査は、主として国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターで行われており、この調査についても品種の同一性の判定等に活用できるよう充実を図るとともに、農林水産省の審査官との継続的な人事交流により、我が国全体としての植物品種保護に関する専門性の向上を図る。

UPOV条約に基づく品種保護制度では、生産者が品種を利用する際に重要なものはその品種の持つ特性であるため、品種の区別性の立証等に遺伝子配列情報を活用しない仕組みであるが、最近の遺伝子分析技術の発達や育種における遺伝子情報の活用を背景に、国際的にも遺伝子配列情報を活用することで効率的に制度を運営するための技術開発が進められている。優れた品種の育成に強みのある我が国としても、このような国際情勢を踏まえ、必要な技術開発等を進め、これを育成者権者等に共有することで適切な権利保護を図る。

(2) 和牛遺伝資源

和牛は、関係者が長い年月をかけて改良してきた我が国固有の貴重な財産であることから、国内の関係団体等は「和牛遺伝資源国内活用協議会」を設立し、和牛遺伝資源の輸出自粛等の取組を行ってきたが、平成30（2018）年6月、和牛遺伝資源が輸出検査を受けずに中国に持ち出され、中国当局において輸入不可とされた輸出未遂事案が確認されたことから、我が国における和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護を求める声が高まった。

このような情勢を踏まえ、農林水産省は、学識経験者や関係団体等から構成する「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、流通管理の在り方や知的財産としての価値の保護の可能性について5回にわたり検討を進め、令和元（2019）年7月には中間とりまとめを示した。また、同年10月には、同検討会の下に、法曹実務家、知的財産に関する専門家、関係省庁を加えた「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会」を設置し、和牛遺伝資源の保護強化に向けた課題、その対策、知的財産制度上の位置付け等について4回にわたり検討し、令和2（2020）年1月に中間とりまとめを示した。これらの中間とりまとめを踏まえ、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」と「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案」の和牛2法案を令和2（2020）年3月に閣議決定の上、国会に提出した。両法案は、令和2（2020）年4月に可決され成立するとともに、令和2（2020）年10月に施行された。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律により、家畜人工授精所等以外で保存されている精液等の他人への譲渡の禁止が明示され、特に和牛の精液等については、容器への表示や譲渡等の記録・保存を義務付けるなど、精液・受精卵の流通管理が強化された。また、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律により、和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護を図るため、契約に違反した使用や譲渡等に対して差止請求や損害賠償請求を行うことが可能となるとともに、悪質な不正行為に対しては刑事罰が適用されることとして、和牛遺伝資源の知的財産としての価値を保護するための仕組みが創設された。

このような仕組みが十分に機能するよう、家畜人工授精師等の家畜人工授精の実務を担う者に対し、関係法令の理解を深めるための研修会を開催するとともに、生産者を含めた和牛遺伝資源を取り扱う者に適正な流通管理の取組みを普及啓発するためのステッカーを配布する等により周知を推進する。また、和牛遺伝資源の適正な流通管理を図るため、改正後の家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精所からの報告等に伴う都道府県の事務を軽減するとともに、情報を集約するための全国システムの構築・運用を併せて推進する。さらに、全国の家畜人工授精所において、適正な流通管理が行われているか直接確認・指導等を行うため、都道府県や独立行政法人家畜改良センターと連携し、定期的に立入検査を実施する。これに加えて、和牛遺伝資源を譲渡する際に締結すべき契約のひな形の普及を通じて契約の促進を図るなど、家畜遺伝資源の不正競争を防止するための取組を推進する。

このほか、和牛肉の輸出拡大のため、海外向けに和牛の正確な情報を発信し、海外産牛肉との差別化、和牛の認知度及びブランド価値向上を図るため、日本畜産物輸出促進協議会と連携した和牛統一マークの普及啓発、QRコードを活用した産地等の和牛生産情報の積極的な発信を推進する。

（3）地理的表示（G I）

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号。以下「G I 法」という。）は、特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物・食品等の产品（以下「G I 产品」という。）の名称を知的財産として保護し、生産業者の利益の増進と需要者の信頼の保護を図ることを目的としている。

G I 登録された产品には、模倣品の排除だけでなく、担い手の増加や取引の拡大等の副次的效果も現れているところであり、農林水産物の適切なブランド化の取組の推進や需要者の信頼確保、農林水産事業者が本来得るべき利益の確保が期待される。特に、ブランドについては、陳腐化しないよう、一つ一つに対して大事に戦略やストーリーを作つて展開する必要があり、地理的表示保護制度（以下「G I 保護制度」という。）はそれを実行するツールの一つとして有効である。

また、G I 保護制度については、地域の伝統的な製法等が特性として評価されることが多いため、本来は加工食品の伝統的価値の保護に適した制度であり、EUではチーズ、ワイン、オリーブオイル、食肉加工品といった多くの加工品がG I として登録されている。しかしながら、我が国においては、加工品の製造者である食品産業事業者は、都道府県商工部局などの行政担当部局や商工会などとの関係が深いが、G I 保護制度については、食品産業事業者やこれらの部局への周知が不足している。この結果、我が国には様々な魅力的な伝統食品があるにも関わらず、加工食品のG I 登録が進んでいない。

G I 保護制度の活用促進のため、引き続きG I の登録申請に係る相談体制を整備、知的財産専門家へのアウトリーチを通じた活用促進、またG I 产品に関する情報発信を強化するなど、特に加工食品のG I 登録に力点をおいて、G I 制度の普及・啓発・認知度向上に取り組み、令和 11 年度までに 200 件のG I 登録を目指す。また、登録生産者団体の集団化や優良事例の共有等により、自らのG I 产品の品質・ブランド価値の向上、販売拡大、海外輸出拡大に向けた取組を促進するなど、G I 制度の持続的発展に向けた取組を推進する。併せて、迅速かつ公平な登録審査、登録後の不正使用に対する適切な取締等を実施する。

G I の保護に関する制度を有する国は 100 か国を越え、これらの国の中うち我が国と同等制度を有する国と国際約束により G I の相互保護をすることにより、我が国のG I 产品のブランド価値向上を推進し、輸出促進につなげることが重要である。日EU・EPAの発効（平成 31 年 2 月）でEUと地理的表示の相互保護を行うことに伴い、G I 法について先使用期間を原則 7 年間に制限、G I マークの表示義務の緩和及び誤認させるおそれのある表示の規制等の所要の改正を行った。これにより、模倣品の排除機能が強化され、より高いレベルでG I 产品が保護されることが期待される。引き続きG I の相互保護を行う国・地域の拡大に向けた取組を推進する。

さらに、我が国の農林水産物の輸出を促進していくためには、G I マークを活用して日本の真正な特産品であることを認識してもらうとともに、海外における

日本産品の模倣品排除が重要である。日本国内の地名を冠した海外製品が広く流通している実態を踏まえ、地名を含む名称を保護することが可能であるG I制度や地域団体商標制度を活用することを周知する。また、日本国内で商標登録されているマーク等が、商標登録されていない国において包装に印字され第三国に輸出されるなど、巧妙化する模倣品に対し迅速かつ的確に対応するため、J E T R O、在外公館、経済産業省等の関係機関との連携が必要であり、引き続き、官民連携の「農林水産知的財産保護コンソーシアム」を通じた海外市場での調査の実施、事業者が行う侵害対策支援等を強化するとともに、コンソーシアムに関する活動レポートの周知・普及を行う。加えて、輸出主要国における知的財産制度等を調査した上で、現地政府とも連携しながら、模倣品の排除に多角的に取り組む。

あわせて、海外市場において我が国のG Iマークが不正に使用されないよう現在14の国・地域においてG Iマークの商標登録等をしているが、その他の国・地域において更なる商標登録等を推進するとともに、G Iマークの知名度向上に取り組み、我が国真正な特産品であることを認識してもらうことにより輸出促進に向けた環境整備に取り組む。

(4) 商標制度等

農林水産業や食品産業の分野では様々な知的財産が生み出されている。前述の育成者権及びG I、地域団体商標の他、法定された知的財産としては栽培方法や独自の資材などの発明を独占排他的に利用できる「特許権」、商品のマークを独占排他的に使用できる「商標権」等があり、特許制度や商標制度の活用促進に向け、特許庁をはじめ、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「I N P I T」という。）や生産者団体等と連携して、農林水産事業者や農業技術指導者等に対する普及・啓発を進める。

農林水産物や食品の輸出が進む中で、日本の食品の冒認出願が大きな問題となっており、特に主要な輸出先国においてブランド価値が毀損することが無いよう、特許庁やJ E T R O等の関係機関と連携し、我が国のブランド産品の商標出願や権利の保護を行う。

また、食品加工業や製造業の海外展開が進めば、海外における技術やノウハウの保護も重要な問題になることが考えられる。食品産業等における特許出願なども適切に行われるよう関係機関との連携を図る。

特許権、商標権、育成者権、G Iなどの知的財産を組み合わせて活用し、ブランド力を向上することが重要であり、技術とブランドのマネジメントは異なるものではあるものの、両方を組み合わせることにより我が国の農林水産業の強みを一層発揮するような取組を推進する。

(5) 国際標準

農林水産物・食品等が国境を越えてグローバルに取引されることが一般となる

中、商品の品質、生産方法、生産技術等に関する統一的な取決め（モノサシ）があることによって円滑な取引が担保される他、統一的なモノサシに基づく認証によりさらなる価値の「見える化」につながるなど、国際標準はグローバルな取引の円滑化や消費者の選択合理化に資する基準である。近年では、国際標準を自国優位な形で策定することによって、新たな市場を形成する等、自国の農林水産物・食品の流通・取引が優位になるよう国際標準の策定に関する駆け引きが活発化している。我が国の優れた技術や品質が正しく評価されるためには、戦略的な標準化が必要不可欠であり、農林水産・食品分野での標準化の取組強化の重要性が増している。

① JAS等の我が国発の規格と国際標準化

創造される知的財産やこれを活用した農林水産物・食品等が我が国にとって有利な形で国際的に流通・取引される環境となるよう、JAS等の我が国発の規格について、ISO規格、世界食品安全イニシアティブ（以下、「GFSI」という。）の承認規格等の様々な枠組みを活用して国際標準化の展開を図ることが重要である。このため、農林水産省及び経済産業省が連携・協力し、関連独立行政法人等とともに、農林水産・食品分野での戦略的な標準化活動を強力に推進する。その際、地域の特性にあった取組が重要となるため、地域における標準化ニーズが適切に標準化につながるよう、地域レベルの関係機関同士の横のつながり及び本部・支部等組織内の縦のつながりの中での連絡・情報共有・相談体制を構築する。また、国内外におけるJASやASIA GAP等の我が国発の規格の普及、生鮮魚介類鮮度評価法をはじめとするJASと調和のとれた国際標準の提案・制定、（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の各国認定機関との相互承認手続きを推進する。さらに、国内外の大学における寄付講座等の開催、専門家育成等の標準・認証についての人材育成・啓発など、国際標準化に向けた環境整備を進める。その際、我が国発の食品規格の国際標準化を実現するための下地づくりとして、実践的な分析実習の実践や現地民間企業の参画促進等も実施する。

なお、JASを海外で通用する強みのアピールに活用することも有効であり、海外を中心に人気があるグルテンフリー食品について、例えば、グルテン含有量が1 ppm以下となるように米粉を製造するための管理能力の高さをアピールできるノングルテン米粉のJAS認証の普及等による海外需要開拓を推進する。

② 技術の社会実装ツールとしての標準の活用

デジタル革新によって新技術の社会実装が短期間化し、新たな標準を必要とするスピードが国際的に速まっているとともに、ISOの委員会等の場において各国の主導権争いが激化している。このため、我が国の優位性が発揮できる重要な技術（スマート農業技術、高品質・高機能食品の分析方法等）を早期に見定めて、将来における市場獲得を可能とするよう、公設試験研究機関、関係府省等と連携しつつ、研究開発の企画・立案段階から、新技術の社会実装のツールとして標準を戦略的に活用する必要がある。このため、知財マネジメントに係る取組の高度

化に向け、研究機関を対象とし、国際標準化に係る相談対応や普及・啓発のためのセミナー、国際標準化に係るマニュアル整備等に取り組む。

2 スマート農林水産業時代におけるデータの利活用促進

スマート農林水産業を推進する上では、平成30年の改正不正競争防止法による限定提供データの制度創設等、政府全体の産業データ関連の施策とも十分連携しながら、農林水産事業者や地域が持つ技術やノウハウの流出のリスクを最小化することによって、スマート農林水産業の効果を最大化させる。

(1) データの利活用促進とノウハウその他の知的財産の保護

農林水産業における高齢化・人手不足等に対応し、データやAI等を活用した省力生産、高品質生産を実現するスマート農林水産業の普及に向け、データの活用促進と、農林水産事業者のノウハウが化体したデータの保護といった両面から適切な権利帰属等を規律させることが求められており、契約実務の参考となるよう、農林水産省は令和2年3月に「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」を策定・公表した。同ガイドラインによる契約実務が現場で根付くよう、農林水産省の補助事業等におけるルール化や農業データ連携基盤(WAGR)協議会等の関係機関との連携等により普及を進める。また、現場への普及のため、生産者や生産者団体、農機メーカー、ITベンダー向けのチラシを配布するとともに、農林水産事業者が相談できる環境を整備するため、関係者向けの研修等を実施する。併せて、データを知的財産として活用できる可能性があることに鑑み、農林水産事業者の知的財産に関する意識醸成とともに、農業データの利活用とノウハウの保護に関する考え方について普及・啓発を推進する。

あわせて、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインを参考にして、水産分野におけるデータ契約ガイドラインの策定・公表を目指す。

さらに、海外におけるスマート農業の展開に向け、ノウハウの流出防止と農業関係者の貢献度に応じた適正な収益をはじめ、知的財産にも配慮しつつ、JICAやJETROなどの関係機関とも連携して海外市場の獲得を目指していく。

(2) データの利活用の促進に向けた環境整備

農業分野においては、WAGR等を通じ、農業データの更なる利活用促進が図られるよう、熟練農業者のノウハウ(匠の技)等をICTにより集積化、解析することにより、新規就農者等へのノウハウ等の円滑な継承のための新たなサービスの展開を推進する。その際、農林水産事業者等の望まないノウハウの流出とならないようにする必要がある。さらに、各種農業関連データをWAGRに実装することで、コンテンツの充実を図るとともに、取引先である流通業者や小売業者等のフードチェーン上のニーズも踏まえ、生産・加工・流通・消費までのデータ連携を図るスマートフードチェーンを構築する。食品流通については、輸出条件への対応等に必要なトレーサビリティを確保するためのデータ連携システムの構築を推進する。

また、異なるシステム間ではデータの形式や用語等が統一されておらず、データ連携を行う際の支障になり得ることから、農業データのシステム間の相互運用性・可搬性を確保すべく、データ項目や各種名称等の標準化に向けたガイドラインの策定を進めるとともに、普及啓発を推進する。さらに、農業関係情報の二次利用可能な形での公開（オープンデータ化）や、農機メーカー・システムの垣根を越えたデータ連携を実現するオープンAPIの整備促進等を進める。

その他、畜産分野においても、ICT機器等から得られるデータを始めとする全国の生産関連情報を集約し、意欲的な畜産経営が自ら活用できるようにするほか、生産者団体や民間企業等がデータの分析や活用方法の指導を行い、多くの経営がデータを活用した高度な家畜の管理や経営判断ができるよう支援する体制を構築する。

さらに、林業分野においては、森林資源の管理や災害対策、鳥獣害対策等におけるデータの利活用を促進する。併せて、水産分野においては、海水温や潮流等の環境データや市場データの利活用を促進する。

3 知的財産の創出

(1) 農林水産分野の知的財産の創出を促すための環境整備

輸出促進や農業の競争力強化のためには、植物新品種をはじめ、新たな品質特性を有する農産物の開発、スマート農業など生産性を向上させるための新技術の開発が重要である。

植物新品種については、日本の強みである新品種の知的財産を守ってしっかりと産地形成を後押ししていくことが地域の農業の活性化には重要であり、ひいては日本産農林水産物・食品の海外でのニーズの獲得に寄与するものと考えられる。我が国の優れた品種は海外でも人気があり、国際競争力の源泉となっている。植物新品種については、開発後に実際に作付けが行われ、一定期間が経過し、産地化・ブランド化された品種が市場で受け入れられるため、開発から受益者への浸透までに時間を有することとなる。

昨今の我が国における品種登録出願については、2007年1,533件をピークに2019年には784件と大幅に落ち込んでおり、このままの状態が続ければ、将来的に品種の開発力の低下が農業の競争力にも影響する可能性も避けられない。

このため、農研機構、地方自治体、民間企業の開発力の向上に向けた取組を推進する。また、民間企業等のニーズを踏まえ、国内外の植物遺伝資源の収集・保全・提供等を行うとともに、遺伝資源情報の統合的な管理を可能とするネットワークを構築する。さらに、我が国が円滑に海外植物遺伝資源を取得・利用できる環境の整備を促進する。

また、スマート農業の推進のためには、ロボット・AI・IoTを活用した農業機械やデータを解析するシステムなどの革新的な技術開発やイノベーションの創出が求められている。このような技術は農業の競争力強化に不可欠であり、農業現

場のニーズを踏まえながら、農研機構や公設試験研究機関、大学、民間企業が連携し、产学官と農業現場が一体となって研究開発を進める必要がある。

(2) 公的試験研究機関における知的財産マネジメント

研究開発に当たっては、現場に実装され社会にその研究成果が裨益されるという最終的なビジョンを関係者間で共有した上で、その取組を進めることが重要である。最終的なビジョンからバックキャストすることによって、研究成果を普及させるべき対象、普及方法等もより明確になると考えられる。また、優良な新品種の開発は、利用者である生産者の所得や生産性の向上等につながるものであり、公的試験研究機関による持続的な研究開発が可能となる環境づくりが重要である。新技術を中心とした今後の研究開発の推進に当たっては、「農林水産業の現場等で活用されてこそその研究成果」であるとの基本的な考え方の下、研究成果を誰にどのような条件で活用してもらうのが適当か、権利化・秘匿化・公知化等、どのような手法で研究成果を保護・活用することが適當かなど、商品化・事業化に有効な知的財産戦略を研究開発の企画・立案段階から描き、研究成果の社会実装を効果的・効率的に推進する。

また、研究成果に係る知的財産権については、国内外において戦略的な権利許諾を推進することが重要である。研究成果の活用に当たっては、発明時における権利化・秘匿化・公知化や、権利化後の特許等の開放あるいは独占的な実施許諾等の多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会還元を加速化する観点から最も適切な方法が採用されるよう、都道府県の公設試験研究機関を含む各研究機関における知的財産マネジメントの強化に向けた助言・指導を実施し、輸出促進を見据えて、国内だけでなく海外への戦略的な権利許諾を推進するとともに、適切な知的財産マネジメントのためのマニュアル等の充実を図る。

4 伝統的な知的財産

農林水産業や農山漁村においては、栽培技術や植物品種、地域に根付いた產品、伝統的に受け継がれた文化をはじめ様々な知的財産を包含しているが、その関連する知的財産制度の多くが十分活用されているとはいはず、その価値が十分に評価されていないように見受けられる。ほ場整備、大型農業機械や最新設備の導入、農地の集積・集約化による農業の効率化・低コスト化に資する取組を進める一方、古くから連綿と継承されてきた地域固有の栽培方法や在来種に根ざした農林水産物、農山漁村が持つ景観、文化等の地域資源がより経済的に適正に評価され、農林水産事業者や農山漁村全体の所得の向上に結びつけていくことが重要である。

① 地域固有の農林水産物（栽培や製造・保存技術や在来種を含む）

かつて日本には、全国各地で個性的な野菜等が作られていたが、規格の揃った野菜等を安定的に生産する必要性からF1品種等が普及していく中で、品種

が均一化し、昔ながらの品種は、姿を消すのではないかと危ぶむ声がある。他方で、平成25年12月に「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことや、多様性を求める消費者のニーズ等が追い風となって、伝統野菜の存在と魅力を見直す流れが起きている。伝統野菜は、ひとつひとつの中生産量は少量であっても高い付加価値により地域経済に貢献しうるものであることから、関係者が連携して伝統を受け継ぎ、消費者へと繋ぐ循環を構築することにより、伝統野菜等の振興を通じた地域農業の活性化を図ることが有効である。

また、地域における高齢化や労働力不足により、地域の伝統的な食品や食材の生産者が減少し、地域の伝統食品が失われていくリスクも存在する。このような魅力ある食品は、海外市場にも通用する可能性があり、零細な事業者の商品を承継していくことが重要である。

このような事態に対応するため、G I等の知的財産を活用したブランド化を進め、商品の特性について、農林水産事業者、加工業者、流通業者、そして消費者に届くよう情報を発信する必要がある。このため、農林水産物・食品等のG I制度の活用促進のため、引き続きG I制度の登録申請に係る相談窓口を整備するとともに、G I制度の普及啓発・認知度向上に取り組む。また、我が国の強みである優れた品種、高度な生産技術を用いて、消費者や実需者のニーズをとらえた優れた品種育成・普及、高度な生産技術の開発・普及を推進する。併せて、公的試験研究機関が管理する国内の在来品種のデータベースの整備等を実施し、我が国のジーンバンクにおける有用な遺伝資源の収集、保存、提供を推進する。

この他、日本の「食」や「食文化」の普及・発展に貢献し、地域固有の農林水産物等を生産している農林水産事業者や食品企業等と「協働」した取組を行う優れた料理人を顕彰する「料理マスターズ」を引き続き推進する。

②農山漁村が持つ景観、文化等の地域知財

インバウンド需要を日本食・食文化の本場である農山漁村に呼び込むことは、訪日外国人旅行者数のみならず、その旅行消費額のさらなる増加と農林水産物等の輸出拡大につながるといった好循環にも資することから、多様な食やそれを支える農林水産業、伝統文化等の魅力で訪日外国人旅行者を誘客する重点地域として認定する「SAVOR JAPAN」や、訪日外国人旅行者が帰国後に日本の食の再体験を可能とする環境を整備する「食かけるプロジェクト」の取組を引き続き推進し、魅力的な食・食体験のコンテンツの充実を図るとともに、日本食・食文化発信のための多言語ポータルサイト「Taste of Japan」との連携を高め、知的財産の活用強化を図る。また、海外における日本食・食文化の魅力発信については、日本食・食文化の普及を担う人材の育成・確保、発信拠点（日本産食材サポート店等）の拡大・活用、グローバルイベント等発信効果の高い機会の活用の3つの観点で効果的に実施し、日本食・食文化の普及と併せて

インバウンド及び日本産食材の需要の拡大に繋げる。さらに、関係府省と連携し、和食が持つ文化財としての価値の評価・見える化及びその発信を進めるとともに、各地域の郷土料理の調査・データベース化等を推進する。

訪日外国人旅行者に対して、日本の食を、食事としてだけでなく、それを生み出す農林水産業や風土、歴史等のほか、当該地域が誇る文化・芸術やスポーツ等、多様な物語や体験と組み合わせた情報発信や農泊での体験等を通じて、訪日外国人の日本の食への関心を高めるとともに、帰国後の日本産食材の消費拡大につなげる。

景観や伝統文化等の地域資源を保護・継承する観点から、豊かな自然や棚田等の景観、伝統文化、郷土食等の地域知財を活用した地域の取組やそのブランド化を支援することにより、地域経済の活性化を総合的に推進し、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る。また、農村発イノベーション（活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組）をはじめとした地域資源の高付加価値化等の取組を推進する。また、地域資源を活用した地域経済の循環の構築等により、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造に取り組むことができるよう、農村におけるSDGsの達成に向け、環境整備を促進する。その際、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価されていることを踏まえ、当該地域の住民に加えて関係人口も含めた幅広い主体の参画の下で、施策を推進する。なお、伝統的な農林水産業を営む地域を認定する「世界農業遺産」「日本農業遺産」についても、農山漁村が持つ魅力を国内外に効果的に発信できるものであることから、その認定を引き続き推進するとともに、国民の認知度向上に取り組む。

III グローバル時代におけるこれからの農林水産政策に対して必要な取組

(1) オープン・クローズ政策の必要性

農林水産物・食品の輸出拡大や海外への事業展開の拡大に伴い、海外市場におけるビジネスも多様化する。このため、日本にとっての利益の源になる知的財産を保護するだけでなく、知的財産を有効に活用し、ビジネスを拡大する方策も検討すべきである。

知的財産を活用し利益を最大化するためには個々の事業者がオープンにするものと秘密として保護するものを仕分け、知的財産を有効に活用するビジネスのための知財戦略を導入する必要があり、農水省もこのようなビジネス人材の育成を後押しする必要がある。例えば、産地内或いは自社において収益を得るかに応じて、知的財産を他者に対してオープンにするかクローズにするかを決定するオープン・クローズ戦略では、収益源となるコア領域の知的財産を営業秘密としてクローズし、それ以外の知的財産を商標権、特許権や育成者権等として許諾し、さらに標準化を活用することにより、プラットフォーム（市場）を形成した上で自らの優位性を確保するビジネスモデルを構築することが可能となる。民間企業におい

て、このオープン・クローズ戦略を指揮する部署の設置（例として、経産省で進めている企業の中で標準化を指揮する役員CSOの設置）を、農林水産業分野においても検討していく必要がある。なお、一度オープンにしたものはクローズできないことに留意すべきである。

(2) 知的財産を活用して儲ける事業者の後押し

農林水産省が行う輸出政策等の一環として、知的財産権を活用して儲ける事業者を後押しするべきである。

そのためには、海外で知的財産を活用する方法について、状況に応じて細かく検討する必要がある。

① 知的財産権を海外における事業活動のコントロールの手法として用いる

輸出の延長として、原料の生産や加工、販売等の業務を輸出先の現地法人等を活用して行う方法も、利益の確保に有効である。NZのゼスプリ社は、日本で育成者権を取得し、無断栽培を防ぐとともに、NZの裏作に当たる時期に、日本の農業者にライセンスを付与してゼスプリブランドのキウイフルーツを生産させている。これにより、ゼスプリブランドのキウイフルーツの日本における通年出荷を可能にしている。このように、知的財産権を活用して、外国におけるパートナーの事業活動を管理することは知的財産を活用して儲ける有効な方策の一つである。

② ライセンス収入による収入確保

海外事業者に通常利用権を付与し、ライセンスによる収入を得ることも方策の一つである。通常利用権の付与に当たり、海外で知的財産を利用する事業者を限定することで、日本の事業者に代わって当該事業者が無断流出を監視することも期待できる。

この場合ライセンシーの事業活動が、自らの事業の競合相手にならないよう留意する必要がある。

なお、知的財産権を取得・保護した先の対応として、ライセンス収入があるものであることに留意するとともに、農林水産分野の知的財産のユーザーにとって全く新しい視点と想定されるため、取り組みやすいものとなるよう具体的な視点も入れて啓発を行う必要がある。

(3) 価値の源である営業秘密の保護

海外で知的財産権を活用することは、日本の事業者が海外で稼ぐ手法となる。この場合、大切なことは、本当に必要な情報は営業秘密として、流出しないように管理する必要がある。

我が国の農林水産業が有する知的財産として重要なものの、農業技術やノウハウがある。このような技術は、特許権の対象となり得るものであり、海外で特許権を取得し、当該特許権を活用して利益を得ることも可能である一方、特許制度の下では技術的情報は公開されるため、技術やノウハウを秘匿することができなくなる。

農林水産業分野でも生産の技術・ノウハウ、F1品種の親品種などのように外部に秘匿している情報は多い。一方で、農業は屋外で栽培が行われることが多く秘密管理されているかどうかの客観的判断が難しい、また農協の生産部会のように複数メンバーで共有されているが当事者が営業秘密という認識が薄いものなど理由により、営業秘密制度が十分に活用されているとは言いがたい。

農業分野での営業秘密の活用を促進し、日本の宝ともいえる生産のノウハウ等を保護するため、農業分野における営業秘密に必要な秘密管理の基準などを検討すべきである。

① 営業秘密等によるノウハウ等の農業分野の知的財産の保護方策の検討

植物のF1品種の親品種や熟練農家等の優れたノウハウ、果樹の剪定技術が化体した樹形等を適切に守り活用していくため、不正競争防止法の営業秘密の活用を含め、農業分野における技術・ノウハウ等の知的財産の保護方策を検討した上で、業固有の取引慣行・特性を踏まえた管理方法を示すなど生産現場等で参照されやすい形でとりまとめることにより、生産現場への意識醸成及び対策強化を図る。また、農林水産事業者や農業技術指導者等に対しては、INPITをはじめとする支援機関等とも連携しながら、技術・ノウハウ等の管理や活用に関する支援体制の整備を図る。

② 海外展開におけるノウハウ流出防止

輸出拡大を目指し、モノの輸出に加え、我が国の農林水産業・食品産業においても、生産・加工・販売等の関連事業の海外展開の動きが見受けられる。我が国の農林水産物・食品の国際競争力の源泉であるノウハウなどの流出につながらないようにするためにには、流出防止対策をしっかりと行うことが重要となる。このため、海外展開に当たってのリスクを防ぐための具体的な方策として関係省庁やJETRO等の関係機関と連携しつつ、海外展開のパターンを類型化し、我が国の利益確保の観点から留意すべき点の整理、また、これを踏まえ、知的財産保護やノウハウ保護の契約の在り方の整理、このようなノウハウ流出措置を講じた上で、海外展開を進めるための支援策の検討を行う。併せて、農林水産事業者等が海外展開を目指す際には、INPITをはじめとする支援機関等とも連携しながら、海外でのビジネス展開に応じた知的財産の権利化やノウハウ管理、活用方法に関する支援を推進する。なお、海外で生産された農林水産物が我が国に逆輸入されることで、国内の農林水産事業者の生産活動に悪影響を与えないよう留意する。

(4) 輸出のための国内における標準化の推進

政府は、農林水産物・食品の輸出拡大のためにマーケットインの生産を行うことを推進しているが、その実現のため、海外の規制やニーズに対応した生産を進めるとともに、国内の規格を見直す必要がある。

例えば、海外での販売では日本の消費者が求めるような細やかな生産規格を定め

る必要がないことから、生産者の負担軽減や、海外での日本產品のPRに資するような規格にするべきという意見がある。また、欧州において採用されている、生鮮魚介類の鮮度評価の方法を国際標準にする動きがあるが、これが国際標準となつた場合は、日本の高鮮度品が国際市場において正当な評価が得られないことが懸念されている。

また、輸出拡大には梱包材の潰れや内容物の欠損・品質劣化の防止による輸送コストの低減を図るなど、物流面での対策が必要であることから、コンテナとパレットの規格に合致した梱包材の規格や輸送に当たっての温度管理など輸送時の運用管理能力の規格を定めるべきという意見がある。

その観点から、JAS制度やJIS制度を活用し、輸出に向けた生産・流通・販売の合理化に資する規格を標準化することで、輸出先国の求める品質の製品を大口で販売するというマーケットインの輸出につなげることができる。また、このように輸出向けの規格を標準化することは、国内の生産・流通・販売における標準の合理化にも資するものである。

(5) 輸出など海外市場をにらんだ知的財産の創出

海外市场の開拓のためには、海外市场をターゲットにした知的財産やコンテンツの開発も重要である。たとえば、韓国では輸出向けに芯の硬い品種をあえて開発し、輸送による型崩れを防ぎ、長期間販売を可能にしている。

また、長期間の販売を可能にするためには、保存技術や輸送技術などの新技術が必要である。

農林水産政策における技術開発の柱として、海外の市場を開拓するための技術や品種の開発に取り組むべきである。

(6) 新しい農林水産業に対応した価値の創出（フードテック）

世界の食料需要の増加や食の需要の多様化に対応し、限りある地球上の資源を有効に活用して持続的に食料供給することが必要とされる中、技術革新による生産性の向上に加え、大豆等植物タンパクを用いる代替肉やゲノム編集作物の研究開発等の食と先端技術を掛け合わせたフードテックの展開が期待されている。このようなフードテックは飢餓問題の開発など社会的な課題解決に役立つのみならず、将来の農林水産業を変える可能性があるものである。

10年後、20年後に完全資源循環型の食料供給や食を通じた高いQOLを実現し、美味しく、文化的で健康的な食生活を続けることのできる次世代フードシステムを構築する上で、フードテックはキーテクノロジーである。

近年、食とは関わりの薄かったデジタル技術やバイオ技術等の技術革新により、これらの新興技術を用いて新しい食のビジネス展開に取り組むベンチャー企業などが出現しつつあり、将来的には、農林水産業・食品産業の中核を担う技術に発展する可能性がある。

これを踏まえ、長期的な産業育成の観点から、フードテックに関連する価値の創造に取り組むべく、これまで農林水産施策の対象ではなかったが、フードテック分野の研究開発や社会実装を推進することにより、新たな市場を創出することが重要である。特にシーズ段階での技術開発やその後の事業化に向けた運転資金などの支援について、産学官連携で民間投資を活性化する新たな仕組みやベンチャー企業のリスクマネーの供給、試験研究機関や大学の技術の事業化に向けた支援などを検討する必要がある。

フードテック分野について、中核となる技術基盤の確保に向け、海外の安全性や新たな生産加工技術に関するルール形成等の動向の把握や、新しい技術に対する消費者の理解醸成などにより、当該分野の協調領域の課題解決を促進し、新市場の開拓を後押しする取組を産官学で進める。なお、この分野は、まだ国際標準化がされていないものが多く、我が国が戦略的に標準化を進め、将来的には国際標準化も進めルールメーカーとなっていくことが重要。

(7) SDGsなど地球的課題に対応した知的財産の創出・標準化

2015年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、人類共通の大きな課題であり、農林水産分野でも、飢餓の撲滅、健康な生活の確保、持続可能な生産と消費、生態系の保護や天然資源の保全といった大きな課題を抱えている。

農林水産省では、生産者の減少・高齢化や地球温暖化などの気候変動、新型コロナウィルスの感染拡大などを踏まえ、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな戦略として「みどりの食料システム戦略」の検討が進められている。本戦略では、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬や化学肥料の使用低減、有機農業の取組面積の拡大、持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現などを目指している。世界的にも、これらの課題は、これまで経済合理性が見出しえなかつたために未開拓の分野とされ、イノベーションによる解決が望まれると同時に、新たなビジネスチャンスがあると考えられ、その実現には新たな知的財産の創出やその実施に向けた標準化が重要な役割を果たす。

たとえば地球にやさしい農薬、肥料などの資材や技術の開発、飢餓問題の解決に向けた品種や生産技術の開発などSDGsの実現に向けた価値の創造に取り組む必要がある。

また、有機JASや我が国の自給飼料（飼料用米）や多様な育種資源（国産鶏種）等を活用した「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉」JASなど、SDGsに向けた取り組みを現場で進めるためには標準化も大きなツールとなりうる。環境に優しい生産方法や、食品ロスを減らす技術など、現場での導入を促進するためのJASやJIS規格の導入を進めるべきである。

さらに、民間事業者は従来の売上や利益の追求に加え、SDGsのような社会的

なニーズに技術革新により対応することがステークホルダーから求められている。実際に、このような環境（気候変動、生物多様性等）や社会（地域社会、健康等）等に配慮した持続可能な産業化を図るための技術を開発する取組等に対し ESG 投資が進められている。

我が国の農林水産業の競争力の強化のためにも、環境等に配慮した持続可能な事業活動を可能とする技術の開発は有用であり、革新的な技術・生産体系の開発、その後の社会実装により実現を目指すため、このような技術を有するベンチャー企業などへの支援を進めるべきである。

IV 人材の育成

農業生産に関わる技術等が知的財産になり得るにもかかわらず、生産現場は知的財産の保護、活用に関して関心が低い状態にあることが懸念され、まずは農林水産事業者や農業技術指導者の知的財産に関する関心を高めていくことが重要である。

平成 28 年に開始した農林水産省と特許庁の協力の下、各都道府県に設置されている I N P I T の「知財総合支援窓口」をはじめ「営業秘密・知財戦略相談窓口」や「海外展開知財支援窓口」といった専門相談窓口における相談支援体制を中心としつつ、生産者団体とも連携して、農林水産事業者及び農業技術指導者等に対し、知的財産を我が国の農林水産業の競争力の源泉として保護・活用するビジネスモデルとそれを支える戦略的な知的財産マネジメントについて普及啓発を推進する。

また、農業経営相談所など地域農業の指導組織と知財総合支援窓口の連携を通じた、知的財産に関する事項についての相談体制の充実や若手普及指導員を対象とした知的財産に関する研修の実施のほか、農林水産分野の知的財産に関する学習コンテンツの作成等を通じた、普及指導員への知的財産マネジメント強化のための研修の充実を図る。さらに種苗法についても、普及指導員や大学生等に対しての普及啓発を引き続き実施する。このほか、家畜改良増殖法についても、和牛遺伝資源の管理に重要な役割を担う家畜人工授精師等について、和牛遺伝資源を知的財産として適切に管理していく上で必要な技術や知識を習得できるよう国や都道府県が研修や普及啓発を引き続き実施する。加えて、農林水産分野の知的財産の支援体制の強化を図るため、各種セミナーの共同開催等の取組を拡げるところから着手するなどして、弁護士や弁理士、行政書士等の関連士業との連携を深化させる。これらの取組とともに、農林水産分野の知的財産に明るい次世代人材を育てるため、農林水産高校や大学生等への知的財産教育を充実させる。

さらに、農林水産省の職員においても、さまざまな施策・事業の実施に当たりビジネスモデルとそれを支える戦略的な知的財産マネジメントの知識や柔軟な発想が欠かせないことから、これに関する研修を継続して実施する。また、農林水産省が所掌する知的財産制度である G I 制度や植物品種の登録制度について、長期的な視野で専門的な人材を育成するため、特許庁や（国研）農研機構種苗管理センターとの継

続的な人事交流を推進するほか、世界知的所有権機関（W I P O）やU P O Vにおける国際的な議論にも継続的に参加し、我が国として必要な措置が執られるよう、長期的視野での国際的な人材の育成を図る。標準化の分野においても、I S Oとの人事交流や独立行政法人農林水産消費安全技術センター（F A M I C）の人材育成など、既に標準化施策を積極的に進めている経済産業省と協力し、積極的に標準化分野の人材育成を進めていく。

他方で、国、大学や研究機関、団体などの関係者により個別法人が特定されるような農業経営の実態数値までが無防備に公開されている状況が見受けられる。こうした農業関係のデータは全てオープンにすることが当然と考える文化そのものを見直し、オープン・クローズ戦略を意識しながら、経済的価値のある情報は、正当な対価が支払われるべきとの意識を醸成することが重要であり、このことが認識されるよう、関係機関と連携して啓発を推進する。

V 消費者の理解の促進

農林水産事業者における知的財産権を保護していくことは、地域の産地化・ブランド化を後押しし、地域農林水産業の活性化にもつながり、農林水産事業者の生産意欲を高め、優良な我が国の農林水産物の生産、供給にも繋がり、農林水産事業者の利益を守ることになるだけでなく、消費者にとっても優良な農林水産物の選択の幅が広がり、消費者の利益にも裨益するものと考えられる。

については、農林水産事業者や食品等事業者のみならず、消費者に対しても知的財産権の保護の重要性をしっかりと理解していただけるよう啓発を行う。

「農林水産省知的財産戦略検討会」

委員名簿

荒井 あゆみ	キッコーマン株式会社知的財産部 プロフェッショナル
新井 範子	上智大学経済学部経営学科 教授
五十樓 毅	独立行政法人日本貿易振興機構 イノベーション・知的財産部長
加々美 勉	株式会社サカタのタネ
小谷 あゆみ	フリーアナウンサー
西野 司	全国農業協同組合中央会 農政部長
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
松田 敦郎	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事 (国際連携、知財・国際標準化、広報担当)
吉岡 修	独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授 <座長>

(五十音順・敬称略)